

改正案	現行
<p>附則 （三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置）</p> <p>第四条（第一項から第五項まで 略）</p> <p>6 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条第一項第一号（第五十二条第二項に係る部分に限る。）、第八十七条及び第八十九条の規定の適用については、当分の間、第五十三条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは、「、附則第四条第二項の報奨金の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び附則第四条第二項に規定する業務」とする。</p> <p>（第七項及び第八項 略）</p>	<p>附則 （三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置）</p> <p>第四条（第一項から第五項まで 略）</p> <p>6 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条第一項第一号（第五十二条第二項に係る部分に限る。）、第八十七条及び第八十九条の規定の適用については、当分の間、第五十三条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは、「、附則第三条第二項の報奨金の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び附則第三条第二項に規定する業務」とする。</p> <p>（第七項及び第八項 略）</p>

三 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

改正案	現行
<p>（国の施策）</p> <p>第四条（第一項 略）</p> <p>（第一号から第四号まで 略）</p> <p>五 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ及び継続雇用制度の導入の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。</p> <p>（第六号及び第七号 略）</p> <p>（第二項 略）</p>	<p>（国の施策）</p> <p>第四条（第一項 略）</p> <p>（第一号から第四号まで 略）</p> <p>五 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ並びに継続雇用制度の導入及び改善の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。</p> <p>（第六号及び第七号 略）</p> <p>（第二項 略）</p>